

同一日の算定について

(A 欄のサービスの入所前、退所後に B 欄のサービスを同日利用した場合)

| A | 算定 | B | |
|-----------------------------------|----|-----------|--------------|
| 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 の施設サービス費 | * | 医療系サービス | 訪問看護費 |
| | | | 訪問リハビリテーション費 |
| 短期入所療養介護費 | | 福祉系サービス | 居宅療養管理指導費 |
| | | | 通所リハビリテーション費 |
| 短期入所生活介護費 (注) | | 短期入所生活介護費 | 通所介護費 |
| | | | 訪問介護費 |
| | | | 訪問入浴介護費 |

同日に算定できる。

算定できるが、そのようなプランを機械的に組み込むことは適切ではない。

* 退所日においては×。入所日においては。

(注) 短期入所生活介護費の場合、医療系サービス・福祉系サービスともに基本的に だ
が、B 欄記載のサービスに関しては。

(東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課発行「平成 27 年度版介護保険事務の手引」
より)